

# 学内での無断駐車 について

学生・同窓会館、5号館、および6号館北側草地への無断駐車が増えています。学部生・院生は、車での通学許可を得た上で、決められた駐車場へ駐車しなくてはなりません。このことは「キャンパスライフ」の52～53ページに「キャンパスルール」として示されています。これに違反するとキャンパスルール違反としての対応をすることになります。すでに注意をしているにもかかわらず学生・同窓会館、5号館、および6号館北側草地への無断駐車を続けている学生がいます。

7月25日（木）以降、上記の場所に駐車違反をしている車にはキャンパスルール違反としての対応を取ると同時に、必要に応じてタイヤロックをしますの  
で注意して下さい。

2013.7.23

学生部長 鮫島道和